

「政治主導」の解釈改憲に途をひらく 国会改革関連法案の廃案を求める声明

2010年5月28日
東京私大教連中央執行委員会

5月14日、民主・社民・国民新党の与党3党は、官僚答弁の禁止や副大臣・政務官の増員などを盛り込んだ「国会改革関連法案」を衆議院に提出しました。国会運営のルール変更にあたっては与野党の合意を得ることが慣例とされてきましたが、与党はこれを無視して、野党の反対を押し切って提出を強行したものです。

同法案の趣旨は、「政治主導の国会運営」を具体化することとされていますが、その主要なねらいのひとつとして、内閣法制局長官の答弁を国会審議の場から排除し、憲法9条の政治主導による解釈改憲へ途をひらくことがあります。

内閣法制局は、これまで、憲法9条についての解釈改憲を行ってきた張本人ですが、他方で、「集団的自衛権の行使は違憲である」という見解を維持し、政府による際限のない憲法9条の「なし崩しの解釈改憲」に一定の歯止めをかけてきたことも事実です。

これに対し、改憲論者である民主党の小沢一郎幹事長はかねてから攻撃を続け、03年5月には、「憲法や条約の有権解釈の権限を官僚の手から奪い返す」などと主張し、内閣法制局設置法を廃止する法案を国会へ提出したこともあります。鳩山由紀夫首相も、自衛軍の創設と集団的自衛権の容認を主張している改憲派であり、09年11月4日には「内閣法制局長官の考え方を金科玉条にするというのはおかしい。その考え方を、政府が採用するか採用しないかということだ」と述べています。このことから見て、内閣法制局長官を「政府特別補佐人」から除外することによって、政治主導による解釈変更による9条改憲を容易にする国会づくりが目指されていることは、明らかです。

9条のみならず、政府の憲法・法律解釈の統一性を確保すべき役割をもつ内閣法制局長官を国会審議の場から排除することは、その時々々の政治判断によって政府の憲法解釈の統一性・整合性が失われることにつながり、政府による憲法運用全般に大きな歪みをもたらしかねません。

同法案のもうひとつの大きな柱である「政府参考人制度の廃止」も重大な問題です。与党は「政治家同士の議論を阻害している」とその理由を述べていますが、現行法でも政府参考人は議長の承認や委員会が必要と認めるときに答弁できるとされているにすぎず、政府参考人に頼らずに政治家同士の議論を行うことは可能です。政府参考人制度は、「行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う」際に説明を聴取する（衆参議院規則）ものであり、内閣が行う行政施策の問題点や行政改革の必要性等をめぐる検証を行って、新たに制定・改正される法律の質を確保するために、また行政に関して問題が生じれば国会で取り上げ追及する機会として重要な役割もっています。政府参考人制度の廃止は、国会の審議機能を低下させることにつながります。

私たちは、議会制民主主義の形骸化、解釈改憲に途をひらく国会改革関連法案に強く反対するとともに、直ちに同法案を廃案とするよう求めます。

以上